

〈要約〉

企業間の知的財産権紛争とその解決

中山信弘／東京大学教授
 熊倉根男／弁護士
 谷 毅一／弁護士
 盛伏良信／三武株式会社特許部長
 岩田 季／富士通株式会社法務・知的財産権本部渉外部長
 近藤恵嗣／弁護士
 三村量一／東京地方裁判所判事
 森 鏡之／東京地方裁判所判事
 飯村敏明／東京地方裁判所判事（司会）

第89号

平成13年11月25日開催

◆

日本の企業も巻き込まれてしまうことがあります。要するに日本の一企業が申請者なのですが、他の日本の企業も輸出していますので、物のカテゴリーで把えるITC手続では日本の企業も被申請人になる場合もありました。それから日本の企業同士がアメリカで訴訟を行いました。日本には特許がなくて、競争状態になっていたときに、今度はアメリカに主戦場が移り始めたが、アメリカには特許があるので、アメリカでやらざるを得なかったケースもありました。こういう非常に特殊な例が多くて、特許庁の挙げた事例を見て日本の企業同士がアメリカでやっているから空洞化だと言うのは、どう考えてもかなりミスリーディングな（笑）表現だなというふうに私は思いました。

近藤 今、実例をたいよ挙げていただきましたが、私自身の経験でも日本における訴訟がうまく機能した例があります。この例では、関連事件が、例の某新聞社の連載記事の中で、日本企業が日本企業をアメリカで訴えた例というふうに名前が挙がっていました。ところが、結果的には、その特許ではアメリカではうまくいかなかったのです。けれども、その日本企業は、別の日本特許をもっていて、これには、対応のアメリカ特許がなかったわけです。それで私のところへ来て、もうアメリカではうまくいかないから、日本でやってくれと言うので、これはいいチャンスだと私は思いました。引き受けました。私は先ほども言ったように、被告が多いのですけれども、珍しくそれは原告側というが、権利者側で、債権者代理人として仮処分を申し立てました。事实上、八か月ぐらいで心証が固められて、最終的に、当事者を追加するなどの手続に少し時間が必要でしたが、ほぼ一年で仮処分決定をいただくことができ

ました。最終的には、相手方が仮処分決定の結論に従った和解に応ずることになり、権利者にとって極めて有利に事件を解決することができました。このケースの場合でも、某新聞社の連載では、日本企業が日本企業をアメリカで訴えたということしか書いてないのです（笑）。こういうことで、非常に事実が曲げられて伝えられているのではないかと思えます。それで、本当にこの機会にぜひ認識を皆さんに改めていただきたいと思います。ありがとうございます。

鎌倉 また追加のコメントで恐縮ですが、マスコミで日本の司法の空洞化ということを感じておられますね。その例を特許庁の資料ではいくつもの事件が挙がっていますが、これらの事件には私も内容を知っているケースが幾つもあります。例えば申国で作られた製品がアメリカに輸出されるが、日本には入ってこない場合は、アメリカの市場への中国の商品の輸出を抑えるという目的があります。そうになると、それはもうアメリカでやらざるを得ません。たまたまITC手続では製品の種類が対象ですから